

京田辺市都市公園条例 別表第2(第11条関係)

(2) 都市公園を占用又は利用する場合

区分	使用単位	単位	金額(円)
道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第1号に掲げる工作物及び同項第2号に掲げる物件	京田辺市道路占用料徴収条例(昭和42年京田辺市条例第15号)別表に定める占用料を使用料とする。		
工事用施設及び工事用材料置場	1平方メートル	1日	20
興行、競技会、集会、展示会、博覧会類	1平方メートル	1日	20
業として行う写真撮影	写真機 1台	1日	200
業として行う映画撮影	撮影機 1台	1日	5,000
その他の占用又は利用	別に市長が定める		